

令和4年度

# 定期監査結果報告書

関市監査委員

# 目 次

1	監査の基準.....	1
2	監査の種類.....	1
3	監査の対象.....	1
4	監査の方針及び着眼点.....	2
5	監査の実施内容.....	3
6	監査の実施期間.....	3
7	監査の実施場所及び日程.....	3
8	監査の結果.....	4
	別 紙	
	令和4年度工事技術監査（調査）の結果について.....	8
9	監査資料.....	31
	別表1 令和4年度会計別の委託料予算の執行状況総括表.....	31
	別表2 令和4年度委託料予算の執行状況	
	1 一般会計.....	31
	2 特別会計.....	36
	3 水道事業会計.....	38
	4 下水道会計.....	39
	別表3 指定管理施設の概要等.....	40

# 定期監査結果報告書

## 1 監査の基準

この監査は、関市監査基準に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

定期監査

- ・地方自治法第199条第4項に基づく、財務監査・工事技術監査
- ・地方自治法第199条第7項に基づく、財政援助団体等監査

## 3 監査の対象

### (1) 財務監査

令和4年度一般会計・特別会計・水道事業会計及び下水道事業会計の委託料にかかる令和4年4月1日から令和4年9月30日までの間に執行された、一般事務及び財務に関する事務、並びに事業の管理についてと、市営住宅使用料の未収金の対応状況について監査を実施した。

### (2) 財政援助団体等監査(4施設)

令和4年度において、公の施設の管理を委託している指定管理者から抽出して、財政援助団体等監査を実施した。監査対象とした公の施設及び指定管理者は次のとおりである。

施設名称	指定管理者	所管課
富野ふれあいセンター	富野ふれあいの まちづくり委員会	市民協働課
上之保生涯学習センター	上之保ふれあいの まちづくり推進委員会	市民協働課
上之保老人福祉センター	社会福祉法人 関市社会福祉協議会	高齢福祉課
ネイチャーランドかみのほ	ネイチャーランドかみのほ 管理組合	観光課

### (3) 工事技術監査(1事業)

令和4年度に施工している工事のうちから抽出して工事監査を実施した。

事業名	所管課
わかくさ・プラザ 学習情報館改修 (建築・電気設備・機械設備)工事	生涯学習課 市民協働課 管財課

## 4 監査の方針及び着眼点

本年度の監査は、次のような事項を主眼にして実施した。

### (1) 財務監査

#### ア 契約関係

- ・前例を踏襲し、同じ業者と安易に随意契約を行っていないか。
- ・業務内容を熟知しており信頼度が高いこと、業務に精通していること等をもって契約相手を限定していないか。
- ・契約金額の算定において、適正な価格となっているか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・契約内容が適切に履行されているか。
- ・契約時期と業務期間は適正であるか。

#### イ 支出関係

- ・支出負担行為は適切な時期に起票されているか。
- ・完了届により業務を確認したうえでの支払いができていないか。
- ・支払いの遅延はないか。

#### ウ その他

- ・要領、マニュアル等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・住宅使用料未収金について、滞納者の状況把握に努め、適切に対応されているか。

### (2) 財政援助団体等監査

#### ア 所管課関係

- ・指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・指定管理者に対し適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

#### イ 指定管理者関係

- ・施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・現金の管理は、適切に行われているか。

### (3) 工事技術監査

市が行う工事について、計画、設計、積算、施工等について、安全管理が徹底され、適正かつ経済的に行われているか。

## 5 監査の実施内容

- (1) 財務監査においては、実施対象部署から事前に提出された資料について、事務局職員による予備審査を実施し、監査委員による監査では書面による監査及び課長等から事務事業の執行状況等について聴取し、質疑を行い、必要に応じ、現場監査を実施した。
- (2) 財政援助団体等監査においては、所管課から事前に提出された資料について、事務局職員による予備審査を実施し、監査委員による監査では書面による監査を行い、関係職員から事務事業の執行状況等について、質疑を行い、併せて現地にて指定管理者への質疑及び関係書類を監査した。
- (3) 工事技術監査については、公益社団法人大阪技術振興協会に委託して実施した。

## 6 監査の実施期間

令和4年10月27日から令和4年11月29日まで

## 7 監査の実施場所及び日程

### (1) 財務監査（7日間）

#### ア 書面監査（監査室）

日付	課名
10月27日	生涯学習課、教育総務課(学校給食センター)、企画広報課
10月28日	税務課、秘書課、契約検査課、財政課、危機管理課、議会事務局、環境課、文化課(文化財保護センター)、市民協働課、学校教育課
11月4日	市民課、商工課、福祉政策課、都市計画課、水道課
11月8日	土木課、下水道課、子ども家庭課、農林課、行政情報課
11月9日	市民健康課、管財課、高齢福祉課、スポーツ推進課
11月14日	保険年金課、建設総務課、関商工、観光課
11月28日	会計課

#### イ 現場監査(2件)

日付	事業名	課名
11月21日	都市構造再編集中事業 (関市歩いて楽しい中心拠点地区)	都市計画課
	せきてらす飲食施設基本設計 及び民間事業者支援業務	観光課

(2) 財政援助団体等監査（2日間）

日 付		施 設 名 称
11月22日 (書面監査)	11月29日 (現場監査)	富野ふれあいセンター
		上之保生涯学習センター
		上之保老人福祉センター
		ネイチャーランドかみのほ

(3) 工事技術監査（1日間）

日 付	事 業 名
11月7日 (書面監査) (現場監査)	わかくさ・プラザ 学習情報館改修 (建築・電気設備・機械設備)工事

## 8 監査の結果

(1) 財務監査(市営住宅使用料未収金・委託料について)

監査対象とした委託料の予算執行状況については、別表1及び別表2のとおりである。このうち前年度と比較した会計別の予算執行率については次のとおりである。

【委託料の執行率】

会 計 別	令和4年度	令和3年度	増 減 率
一般会計	63.9%	64.1%	△0.2%
特別会計	64.5%	68.9%	△4.4%
水道事業会計	52.3%	56.0%	△3.7%
下水道事業会計	64.5%	62.0%	2.5%
全体	63.5%	63.9%	△0.4%

上の表のとおり、前年度と同様に半期を過ぎての執行率は50%とおおむね順調に進捗している。

1から7までの記載事項のとおり監査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、事務の一部については改善等を要する事例が見受けられたので、次の諸点については、今後の事務・事業の執行時に特に留意されたい。

ア 関市契約規則では随意契約による場合も予定価格を定めなければならないとしている。しかし、当該事業の予算現額を設計額、予定価格としている事例も見受けられた。これらの中には設計額、予定価格を積算することが困難な事案もあるが、適正な契約金額であることを担保するために、複数事業者

から見積書を徴取し検討するなど、でき得る限り合理的かつ適正な設計額、予定価格を設定するよう努められたい。また、決裁に必要な項目が記載されていない起案文書も散見されたので、起案文書等は、関市随意契約マニュアル等を参考に作成されたい。なお、制度所管課においては、よりわかりやすいマニュアル等の整備及び職員への周知（研修会の開催）に今後も努められたい。

イ 業者指定による契約について、業者指定理由が「熟知しているから」など不適切な理由によるものも見受けられたので、業者を指定する場合は、「業者指定理由書」に地方自治法施行令第167条に基づく適切な理由を明記されたい。なお、制度所管課においては、決裁合議の際に特に注視し、指導に努められたい。

ウ 委託業務を履行するにあたり、契約書及び特記仕様書等に記されている条件・留意事項等が遵守されているかについても、指導・確認に努められたい。

エ 個々の委託業務において、本来提出を求める必要がある報告書類が未提出で、担当からも催促されないまま、審査検収・支払事務が行われている事例もあった。今後は、業務に合わせて具体的な仕様書等を作成し、提出を求めた報告書類については、単に受領するだけでなく、必ず確認・精査し、審査検収・支払事務をされたい。なお、このような事例が、今回の監査対象以外の業務でも発生していないか、今一度確認し、改善されたい。

オ 支出負担行為として整理する時期は、「関市支出負担行為の整理区分に関する規則」で定められている。しかし、起票日が本来整理すべき日からかなり遅延しているものが多数見受けられるので、支出負担行為が形式的なものにならないよう留意されたい。

カ 長期継続契約は、会計年度独立の原則及び予算単年度主義の特例であり、「関市長期継続契約条例」により運用されている。しかし、随意契約においては、毎年前年同様の形式的な見積合わせが行われている事例も見受けられた。長期継続契約により、事務の効率化や経費の削減、市民サービスの向上などを図るため、長期継続契約の更なる活用についても検討していただきたい。また、制度所管課においては、対象業務の拡大、制度の周知など一層の取組を望むものである。

キ 市営住宅使用料未収金については、「関市営住宅の家賃滞納者に対する事務処理規則」等をもとに適切に取り組まれている。今後も引き続き、支払いの困難な滞納者の状況把握に努め、収納推進室や福祉部門と連携し、未収金の解消に努められたい。

## (2) 財政援助団体等監査(指定管理者について)

令和4年度中に指定管理を行わせている公の施設のうちから抽出した4施設について、調書、協定書、その他関係書類を審査し、現地においても施設の管理状況等について、指定管理者等に聞き取り調査及び関係書類の審査を行った。

監査方針及び着眼点により監査を実施した結果、各施設に係る指定管理料について、予算においては、おおむね適正に執行されているものと認められた。また、監査調書ほか各施設の指定管理に係る基本協定書及び年度協定書において定められている管理業務内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されていると認められたが、次の諸点については、今後の事務・事業の執行時に特に留意されたい。

### 【書類審査】

- ア 指定管理施設を所管する主管課においては、指定管理者から定期または不定期（例：半期に一度の指定管理料の概算払いの時期など）にその管理状況を確認し、また報告させることにより、指導、監督を行うよう努められたい。
- イ 提出書類については、単に受領するだけでなく内容についても確認し、必ず審査されたい。また、基本協定書の内容と照合して不足する書類や記載漏れ等については、指導や助言を行うよう努められたい。
- ウ 提出書類における事業計画については、事業の羅列だけでなく、活動方針を記載させるよう指導するとともに、事業報告については、基本協定に基づき課題分析と自己評価を記載させるよう協定書の内容と照合し、不足する書類、記載内容等について注意喚起するなど指導されたい。
- エ 主管課において、指定管理業務に関する報告書類の確認や指導等が不足している部分が見受けられるので、指定管理施設の関係条例や基本協定書等が遵守されているか今一度確認を行われたい。また、指定管理者制度所管課においては、運用ガイドライン等の見直しについても適宜検討され、指定管理者制度がより効果的・効率的に運用されるよう望むものである。

### 【現場審査】

- ア 「基本協定書」に基づく業務の実施状況を把握するとともに、仕様書に基づき利用者増を図るため、ここ数年『新型コロナウイルス感染症』により自粛してきた自主事業についても状況をみながら行うなど今後も経営努力を発揮されるよう指導されたい。なお、指定管理以外の事業として自主事業を実施するのであれば、仕様書の見直しを行うこと。
- イ 「基本協定書」に記載された事業所所在地と異なる場所で実務を行い、現金管理等を行っている事例があったので、事業所所在地の変更を行うか、「基



本協定書」に基づき、所定の事業所所在地で、指定管理実務を行うよう指導を徹底されたい。

### (3) 工事技術監査

監査対象工事については、おおむね適正に執行されていることが認められた。また、技術士による調査結果は、別紙のとおりである。

調査にあたった技術士からは、入札・契約事務、関係書類及び現場で若干の軽微な指摘事項はあったものの、『建築実施出来高約42.1%、電気設備実施出来高約25.4%、機械設備実施出来高約77.7%で、すべて施工計画よりも早い進捗率である。工事を通じて各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されていたので、これは監督員の工事請負業者への適切な指導の表れと思われる。今回は、サンプリング監査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていた。施工及び管理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。本工事は、来館者のあるなかでの特殊性を持った工事であり、年末、年始と来館者も多くなり、工程的に忙しい時でもある。作業員が忙しさのあまり事故が多くなるため、より一層の安全管理に努めて頂きたい。工事完成まで気の緩みなきよう、今以上の安全管理及び品質管理の徹底指導を行い無事故、無災害で完成をお願いする』という講評を受けた。

## 別 紙

### 令和4年度工事技術監査（調査）の結果について

#### 1 実施日

令和4年11月7日

#### 2 監査（調査）対象工事

わかくさ・プラザ 学習情報館改修（建築・電気設備・機械設備）工事

#### 3 工事技術調査業務委託機関及び調査技術者

公益社団法人 大阪技術振興協会 松谷 孝広 技術士

#### 4 監査（調査）の方法

工事請負契約書、設計図書等の書類調査及び現地調査

#### 5 工事概要

わかくさ・プラザ 学習情報館は、建設から20年が経過しており老朽化が進行しているため、施設の長寿命化や耐震性の機能向上を図るため、本工事を実施した。

##### (1) 工事場所 関市若草通2丁目1番地

##### (2) 工事内容

###### ◇建築工事

###### ○学習情報館改修工事

- ・防水工事（屋根、外壁、建具廻り、トップライト） 1式
- ・建具工事（スチール製、ステンレス製、アルミ製、シャッター） 1式
- ・家具工事（カウンター、ソファ、椅子、迫り舞台等） 1式

###### ○多目的図書室等増築工事

- ・多目的図書室：木造平屋建て A=174.32 m<sup>2</sup>
- ・渡り廊下1：鉄骨造平屋建て A=27.5 m<sup>2</sup>
- ・渡り廊下2：鉄骨造平屋建て A=22.5 m<sup>2</sup>

###### ◇電気設備工事

- ・照明器具取替電気工事 1式
- ・舞台照明LED設備工事 1式
- ・図書館改修工事 1式

###### ◇機械設備工事

- ・熱源機器更新工事 1式

- ・ 学習情報館空調設備改修工事 1 式
- ・ 図書館改修工事 1 式
- ・ 発生材処分 1 式

(3) 工事受注者

◇建築工事

株式会社野田建設 【第 1 回目で落札】  
「指名競争入札 11 者（3 者不着、3 者辞退） 予定価格事後公表 電子入札」  
【設計価格の 97.86%】

◇電気設備工事

株式会社フタバ電興社 【第 1 回目で落札】  
「指名競争入札 9 者（5 者辞退） 予定価格事後公表 電子入札」  
【設計価格の 90.12%】

◇機械設備工事

株式会社オザキ 【第 1 回目で落札】  
「指名競争入札 11 者（6 者辞退） 予定価格事後公表 電子入札」  
【設計価格の 98.73%】

(4) 設計及び工事監理

◇建築工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

各工事とも同じ

設 計：株式会社 川上建築事務所  
工事監理：株式会社 川上建築事務所

(5) 事業費

◇建築工事

設計金額（税込） 407,440,000 円  
請負金額（税込） 398,750,000 円（うち消費税及び地方消費税 36,250,000 円）  
落札率：97.86%

◇電気設備工事

設計金額（税込） 219,340,000 円  
請負金額（税込） 197,670,000 円（うち消費税及び地方消費税 17,970,000 円）  
落札率：90.12%

◇機械設備工事

設計金額（税込） 529,210,000 円  
請負金額（税込） 522,500,000 円（うち消費税及び地方消費税 47,500,000 円）  
落札率：98.73%

(6) 工事期間

◇建築工事

令和3年12月8日から令和5年3月15日まで

◇電気設備工事

令和3年12月8日から令和5年3月15日まで

◇機械設備工事

令和3年12月8日から令和5年3月15日まで

(7) 進捗状況 令和4年9月末日現在

◇建築工事

計画出来高 40.57% 実施出来高 42.11% 【計画より 1.54 %早い】

【改修】屋上防水改修-天体観測広場完了、外壁・建具廻り改修完了、内装改修-2・3階完了

【増築】基礎・建方・屋根・サッシ完了

◇電気設備工事

計画出来高 24.8% 実施出来高 25.4% 【計画より 0.60 %早い】

地下、2、3、R階改修完了

◇機械設備工事

計画出来高 66.0% 実施出来高 77.74% 【計画より 11.74 %早い】

1階図書館空調機・VAV改修、関連配管改修

(8) 工事監督員

◇建築工事（協働推進部市民協働課）

総括監督員 課長 遠藤 真理子

主任監督員 課長補佐 長尾 伸也

一般監督員 課長補佐 川合 貴士

◇電気設備工事（財務部管財課 営繕係）

総括監督員 課長 森 慎治

主任監督員 課長補佐 松下 仁

一般監督員 技手 加藤 雅士

◇機械設備工事（財務部管財課 営繕係）

総括監督員 課長 森 慎治

主任監督員 課長補佐 松下 仁

一般監督員 技術員 大柳 拓也

建設業法19条の二2項により、受注者に監督者の書面通知は適正であった。

## 6 調査所見

### 6-1 書類関係

#### (1) 契約保証及び前払金保証について

##### ア 契約保証

##### ◇建築工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度<sup>※1</sup>の活用が図られている。

39,875,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

##### ◇電気設備工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

19,767,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の10%以上】

##### ◇機械設備工事

地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

52,250,000 円

【株式会社十六銀行関支店 請負金額の10%以上】

※1 履行保証制度は、「金銭的な保証」と「役務的な保証」に分けることができます。

「金銭的な保証」は、受注者の債務不履行に伴い、発注者の経済的損失を金銭的に填補するものです。契約保証金の納付のほか、国債等の有価証券の提供または保証事業会社や金融機関の保証、履行保証保険、履行ボンドなどが認められています。

##### イ 前払金保証

##### ◇建築工事

前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

令和3年度分 63,800,000 円

令和4年度分 95,700,000 円

合計 159,500,000 円 40.0%

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

##### ◇電気設備工事

令和3年度分 31,620,000 円

令和4年度分 47,440,000 円

合計 79,060,000 円 40.0%

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

##### ◇機械設備工事

令和3年度分 83,600,000 円

令和4年度分 125,400,000 円

合計 209,000,000 円 40.0%

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(2) 入札状況について

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各工事とも同じ

- ・指名通知日 : 令和3年10月13日
- ・参加申込期間 : 令和3年10月14日 ~ 令和3年10月28日
- ・開札日 : 令和3年10月29日

本工事は、「関市競争入札等参加者選定要綱」、「関市競争入札参加資格審査に係る主観的事項審査要領」に基づき適正に施行されていた。また、入札は、「関市電子入札実施要領」の規定による電子入札で執行し、適正に施行されていた。

建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の見積期間は、令和3年10月14日～令和3年10月28日であった。(15日間)

建設業法第20条第3項、建設業法施行令第6条第1項3に規定された予定価格5,000万円以上の必要な見積期間(中15日以上)必要である。

しかし、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年7月6日公布)」を鑑み、見積り期間に土日の休日を考慮し余裕日を考慮されることが望まれる。

(3) 契約関係書類

- ◇建築工事

工事請負契約者は、『公共工事請負契約約款』に基づき、「仮契約書(令和3年11月4日)」が適正に締結されていた。また、本工事は、地方自治法第96条第1項第5号及び関市議会の議決に付すべき契約及び産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決(令和3年12月8日付)を得て、適正に本契約を締結していた。適正であった。

- ◇電気設備工事

「仮契約書(令和3年11月10日)」、「本契約書(令和3年12月8日)」が適正に締結されていた。

- ◇機械設備工事

「仮契約書(令和3年11月4日)」、「本契約書(令和3年12月8日)」が適正に締結されていた。

しかし、議会承認された記録を確認することが出来なかった。記録の管理部署を明確にすることが望まれる。

(4) 建設業退職金共済に関する書類

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各受注者とも「建設業退職金共済制度<sup>\*2</sup>」への加入がなされている。

建設業退職金共済制度の共済証紙について、受注者から掛金収納書は市に提出されていたが、電気設備工事及び機械設備工事の共済証紙の購入金額に係る算定根拠の報告がされていなかった。

近年インターネットや金券ショップ等で販売されている共済証紙から偽造証紙が見つかるケースが報告されており、より厳格な共済証紙の管理体制の構築が必要とされている。

掛金収納書の提出時には共済証紙の購入金額の根拠についても提示するよう受注者を指導するとともに、建設業退職金共済制度が適正に利用されるような体制を整えられたい。少ない購入金額の掛金収納書の添付のみの管理では、建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)の目的が果たされていない。

工事完成後に下受注者に配布されているか、受払簿で協力業者への配布確認をお願いする。また、下受注者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不必要か等の確認もお願いする。

現在、建設業労働者年齢の36%が55歳以上であり、29歳以下が12%である。

10年先は、今より顕著に労働者不足が懸念され、現状のまま放置すると10年先地域の守り手としてインフラを維持が出来ない。

公共工事の発注者として、労働者に対して、退職金及び法定福利面も含めて適切な指導徹底が必要である。なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費<sup>※3</sup>に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

※2 建設業退職金共済制度(以下「建退共制度」という。)は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、**機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度**となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、**本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。**

## 【設計積算時の現場管理費】

### ※3 2) 現場管理費

#### (1) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- ① 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む）
- ② 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- ③ 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- ④ 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- ⑤ 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

#### (2) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

#### (3) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く

#### (4) 保険料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

#### (5) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

#### (6) 退職金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

#### (7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

### (5) 工事保険契約

◇建築工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

各工事とも労災保険、法定外労災補償<sup>※4</sup>、賠償責任保険等に受注者が加入している。  
また、特記に記載しており、適正な管理状態であったが、**保険加入期日は、工期プラス14日以上（検査または引渡し迄日）**である確認徹底をお願いする。

※4 法定外労働災害補償制度の導入は、経営審査事項の加点項目の中でも特に大きい項目の一つです。  
従業員がいる場合、法定労災には当然加入をします。法定労災以外に上乗せの労災として加入していることが経審上評価され、加点となります。



## 6-2 設計・積算に関する書類

### (1) 設計

#### 【建築設計方針】

- ・ 建築基準法 12 条定期報告による是正事項の改善。
- ・ 図書館利用者のニーズに沿った部屋の改修（静寂室、和室）。
- ・ 多目的図書室は、木に囲われた庭園に馴染むよう、木材を生かす計画とした。
- ・ 高校生などが勉強するスペース（机）をなるべく多く設置。
- ・ 小さな子どもが遊べるよう芝生広場及び築山を配置。

#### 【電気設計方針】

- ・ 開館しながらの大規模な工事になることを踏まえ、利用者にかかる負担が最小限になるよう熟考する。
- ・ 経済性、安全性、省エネ性に配慮した設備設計を行う。
- ・ 各設備法規を遵守した設計とする。
- ・ 照明をLED化するにあたり、照度不足が生じないように入念に設計を行う。

#### 【機械設計方針】

- ・ 開館しながらの大規模な工事になることを踏まえ、利用者にかかる負担が最小限になるよう熟考する。
- ・ 経済性、安全性、省エネ性に配慮した設備設計を行う。
- ・ 各設備法規を遵守した設計とする。

### ア 設計図書

設計図書は、「株式会社 川上建築事務所」にて作成していることを確認した。  
本工事の設計図書は、適正であった。

#### 【建築実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	(財)公共建築協会	令和元年5月30日
2	公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	(財)建築保全センター	令和元年6月1日
3	建築工事標準詳細図	(財)公共建築協会	平成28年6月1日

#### 【電気実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	建築設備設計基準	(一)公共建築協会	2019年2月15日
2	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(一)公共建築協会	2019年5月30日
3	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(一)公共建築協会	2019年5月30日

【機械実施設計に使用した基準、指針】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	建築設備設計基準	(一)公共建築協会	2019年2月15日
2	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	(一)公共建築協会	2019年5月30日
3	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	(一)公共建築協会	2019年5月30日

(2) 工事積算

【コスト縮減】

◇建築工事

- ・見積りの実勢価格を査定し、設計単価を決定。
- ・再生資材を活用。

◇電気設備工事

- ・汎用品が使用可能な場合、汎用品を採用する。
- ・照明のLED化によって維持コストの低減とする。

◇機械設備工事

- ・高効率機器の選定を行う。
- ・適切な配管経路を選択し、ロスの少ない設計とする。

【単価・歩掛の無い場合の取扱】

◇建築工事

3者を見積りを徴収し、最低値に実勢掛率を掛けた単価を採用している。

◇電気設備工事

- ・3者を見積りを徴収し、最小値を採用している。ただし、平均する際に異常と判断された見積りに関しては省いている。
- ・メーカーのカタログに記載された金額を採用している。

◇機械設備工事

- ・3者を見積りを徴収し、最小値を採用している。ただし、平均する際に異常値と判断された見積りに関しては省いている。
- ・メーカーのカタログに記載された金額を採用している。

【数量算出・設計書の照査方法】

◇建築工事

当該工事の設計業務の際に、設計コンサル事務所による照査を行っている。また、併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、市職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

◇電気設備工事

- ・当該工事の設計業務の際に、照査技術者による照査を行っている。

併せて、工事の発注の為の設計書作成の際、市職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

◇機械設備工事

- ・当該工事の設計業務の際に、照査技術者による照査を行っている。
- ・工事の発注の為の設計書作成の際、市職員（設計者及び検算者）による照査を行う。

ア 数量算出について

設計内訳書の数量算出は、業務委託された「株式会社川上建築事務所」によって、「建築数量積算基準」に準拠して作成されていた。

イ 値入について

国土交通省監修の「公共工事積算基準」及び市販の「建設物価」、「積算資料」、「建築コスト情報」及び「建築施工単価」を使用し、「株式会社川上建築事務所」にて積算していた。また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3者以上の徴取がなされていた。見積り比較を経て、本工事の採用単価として積算されていた。しかし、見積り徴取単価から業者毎に一定でないスライド率を掛け、最低価格業者の金額から、関市積算採用単価設定としてスライド率を掛けていた。

また、関市採用単価が分かりにくい。分かりやすい見積り比較表を整え、関市採用単価及び内訳書記載凡例も整え、どの業者の見積り価格を関市採用単価としているか明確に示すことが望まれる。

【建築積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共工事積算基準	(財)建築コスト管理システム研究所	平成31年
2	建設物価	(財)建設物価調査会	令和3年8月
3	積算資料	(財)経済調査会	令和3年8月
4	建築コスト情報	(財)建設物価調査会	令和3年夏
5	建築施工単価	(財)経済調査会	令和3年夏

【電気積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準 平成31年度版	(財)建築コスト管理システム研究所	2019年7月
2	建設物価	(財)建設物価調査会	2021年6月
3	積算資料	(財)経済調査会	2021年6月
4	建築コスト情報	(財)建設物価調査会	2021年春
5	建築施工単価	(財)経済調査会	2021年春

【機械積算参考図書】

No	図書の名称	著者	発行年月日
1	公共建築工事積算基準 平成31年度版	(財)建築コスト管理システム研究所	2019年7月
2	建設物価	(財)建設物価調査会	2021年6月
3	積算資料	(財)経済調査会	2021年6月
4	建築コスト情報	(財)建設物価調査会	2021年春
5	建築施工単価	(財)経済調査会	2021年春

(3) 設計内訳書

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適切に算出作成、整備されていた。関市採用単価を分かりやすく示すことが望ましい。

6-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各工事とも諸官庁への届出は、適正であった。

(2) 工事カルテ

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

各工事とも工事カルテの作成と(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報システム)登録が行われていた。関連書類は適正に整備・保管されており、適正であった。

(3) 設計図書の照査

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により「公共工事請負契約約款」に基づき設計図書の照査を行う必要がある。岐阜県の設計照査ガイドラインに沿い、提出させて頂きたい。

(4) 工程管理及び履行報告書

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工計画作成時に実施工程表が、提出され整備されていた。

出来高管理として、前月までの工事施工出来高工程曲線を併記させ、工程管理を行っていた。適正であった。

(5) 施工計画書

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工計画書は、本工事内容に沿って記述させ、適切に作成させていた。

施工計画を活用し、段階確認立会、材料承認など、監督員の検査チェックを行い適正に管理していた。

(6) 現場代理人、監理技術者及び主任技術者届

- ◇建築工事

現場代理人・監理技術者届及び関係書類を確認した。

- ◇電気設備工事

現場代理人・監理技術者届及び関係書類を確認した。

低入札対象工事であり、監理技術者が追補されていた。

- ◇機械設備工事

現場代理人・監理技術者届及び関係書類を確認した。

各工事とも適切であった。

(7) 施工体系図及び施工体制台帳

- ◇建築工事
- ◇電気設備工事
- ◇機械設備工事

施工体系図及び施工体制台帳は、適時提出させ、整備・保管されていた。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条」、「建設業法第 24 条の 7」、及び「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認し適正であった。

- 施工体制台帳の記載内容と添付書類 (建設業法施行規則第 14 条の 1)
- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければならない。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければならない。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項)
- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられている。  
(公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項)
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられている。  
(建設業法第 40 条の 3、施行規則第 26 条第 2 項三、施行規則第 28 条)

【参考】（法第 40 条の 3、規則第 26 条第 2 項三、規則第 28 条）

建設業法が、一部改訂され、2020 年 10 月 1 日 より次頁に示す内容が義務化された。今後、建設業者への指導をお願いする。

※ 令和 2 年 10 月 1 日より

建設業法及び入契法の一部改訂に伴い

建設業第 40 条（標識の掲示）

新法では、工事現場における「**下請の建設業許可証の掲示義務が緩和**」された。従って、今後の掲示を関市として統一周知させることが望ましい。

また、「**施工体制台帳に「作業員名簿」の添付が義務化**」された。建設キャリアアップシステム（CCUS）登録を促すことが必要となった。

国土交通省は社会保険加入の下請指導ガイドラインの改定案をまとめた。労働者単位での加入確認を徹底。建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報に基づき作成した**作業員名簿で技能者一人一人の加入状況を確認することを原則化する**。

元請は下請に対し、下請と個人事業主（一人親方）との関係を記載した再下請負通知書の提出を求め、施工体制台帳に反映させる。

10 月 1 日施行の改正建設業法では、これまで任意だった**作業員名簿を施工体制台帳の書類の一つに位置付け、特定建設業者に対し作成と現場への備え置きを義務付ける**。

国交省は「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改正する。CCUS に登録された情報を活用し、効果的に社会保険加入を確認・指導することを原則とする。

ガイドラインは元請が新規入場者を受け入れる際、作業員名簿で各作業員の社会保険欄を確認するとしている。作業員一人一人の社会保険加入、未加入を効率的に確認する方法として、CCUS に登録された真正性の高い情報が活用できることをガイドラインに明記。

**社会保険の標準報酬決定通知書など関係書類のコピーなどによる確認が不要となる**。

一人親方は法令上、社会保険の加入義務がない。事業主のため働き方改革関連法に基づく年次有給休暇の取得義務や、時間外労働の罰則付き上限規制なども適用されない。このため本来雇用すべき技能者の一人親方化を図る動きがある。

ガイドラインでは個人事業主として下請と請負契約を結び雇用保険に加入していない作業員について、元請が下請に対し、個人事業主との関係を正しく記載した再下請負通知書や請負契約書の提出を求める。

**一人親方を記載した適切な施工体制台帳、施工体系図の作成する**ことも加える。

作業員の適切な保険加入が確認できない場合でも例外的に現場入場できる「特段の理由」の具体的なケースを列挙。下請に対し、実態が雇用労働者の一人親方と早期に雇用契約を締結し、適切な社会保険に加入させることを改めて規定する。

(8) 工事材料関係の書類

◇建築工事(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	塗膜防水材、シーリング材	○	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                     メーカー仕様等                       ①～⑳                 </div>
2	押出成形セメント板	○	
3	A S 型柵	○	
4	外壁補修材	○	
5	防湿シート	○	
6	アンカーボルト(渡り廊下)	○	
7	鉄筋、梁貫通孔補強材	○	
8	防水下地処理材(立上り部)	○	
9	天井点検口、化粧ボード、鋼製下地材	○	
10	あと施工差し筋アンカー	○	
11	アンカーボルト(多目的図書室)	○	
12	塗料材	○	
13	車当り材(セフティーライン)	○	
14	人工芝材	○	
15	防蟻処理剤	○	
16	屋根材、スパンドレル材	○	
17	木材金物、基礎パッキン	○	
18	断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム	○	
19	断熱グラスウール材	○	
20	新耐震Full Power天井材(JIS25形)	○	

使用材料調書①～⑳確認

◇電気設備工事(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	ケーブル	○	メーカー仕様による
2	LED照明	○	メーカー仕様による
3	誘導灯・非常用照明	○	メーカー仕様による
4	電線・電線管	○	メーカー仕様による
5	調光盤	○	メーカー仕様による
6	ボーダーライト	○	メーカー仕様による
7	ボーダーケーブル	○	メーカー仕様による
8	コンセント類	○	メーカー仕様による
9	プルボックス・アウトレットボックス	○	メーカー仕様による
10	ケーブルラック	○	メーカー仕様による
11	分電盤・開閉器盤	○	メーカー仕様による
12	人感センサー	○	メーカー仕様による
13	ネットワークカメラ・レコーダー	○	メーカー仕様による
14	総合盤・HUB盤	○	メーカー仕様による

使用材料調書①～⑭確認



◇機械設備工事(使用材料承諾願、試験・検査済証)

No	使用材料	承諾願(○印)	試験・検査項目
1	熱源機器	○	メーカー仕様による
2	薬液注入装置	○	メーカー仕様による
3	熱源配管	○	メーカー仕様による
4	変風量ユニット	○	メーカー仕様による
5	自動制御機器	○	メーカー仕様による
6	定風量ユニット	○	メーカー仕様による
7	ファンコイルユニット	○	メーカー仕様による
8	多目的図書館機器・配管	○	メーカー仕様による
9	空調機器・配管	○	メーカー仕様による
10	冷却塔整備部品	○	メーカー仕様による
11	ブースターファン・排風機 空気調和設備	○	メーカー仕様による
12	補修用塗料	○	メーカー仕様による
13	フィルターユニット	○	メーカー仕様による
14	送風機・排風機	○	メーカー仕様による
15	多目的図書館換気設備	○	メーカー仕様による

使用材料調書①～⑮確認

使用資材製品届などは工事受注者から監督員に提出され、適正に整備されていた。

工事材料承諾願や工事材料確認願などは工事受注者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も受注者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。適正であった。

(9) 打合せに関する書類

◇建築工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施されていた。適正であった。

(10) 検査及び品質管理について

◇建築工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

工事材料使用承諾願は、受注者業者より提出させていた。

書面から判断して特に問題は認められない。

#### 6-4 建設廃棄物処理及び残土に関する書類

##### ◇建築工事

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業廃棄物		土捨	
1	産業廃棄物種類	木材	コンクリート殻		
2	委託契約書(有/無)	有	有		
3	処分業許可証(有/無)	有	有		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	無	無		
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有		

##### ◇電気設備工事

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業廃棄物		土捨	
1	産業廃棄物種類	金属	廃プラ		
2	委託契約書(有/無)	有	有		
3	処分業許可証(有/無)	有	有		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	有	有		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	有	有		
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有		

##### ◇機械設備工事

(産業廃棄物、土捨の処理関連の管理)

No	項目	産業廃棄物		土捨	
1	産業廃棄物種類	金属くず	混合廃棄物		
2	委託契約書(有/無)	有	有		
3	処分業許可証(有/無)	有	有		
4	収集・運搬業許可証(有/無)	無	有		
5	処分地・運搬経路図(有/無)	無	無		
6	マニフェスト管理(有/無)	有	有		

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、施工中で確認できなかったが「廃棄物の

処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などに遵守した再生資源実施計画書が提出されていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認するとのことである。

- (3) 各工事受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5条2項」に該当する場合、工事完成後、速やかに「建設副産物情報交換システム-COBRIS-」を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、電子媒体にて提出させていた。

「建設副産物情報交換システム工事登録証明」（一般財団法人 日本建設情報総合センター）登録工事IDを確認した。適正であった。

#### 6-5 安全管理に関する書類

◇建築工事

◇電気設備工事

◇機械設備工事

- (1) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 作業所での朝礼や職長ミーティング、KYT（危険予知訓練）記録など安全管理に対する書類は適正であった。  
すべてを確認することが出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティングで周知徹底しているとのことである。

#### 7 現場施工状況調査における所見

現場は、分かり易い「工事概要看板」を掲示していた。

- (1) 現場事務所及び工事現場は、資材等が整然とし良く管理できた状態であった。品質の適切性が確認できた。
- (2) 工事監査日は、建築工事の天井貼り作業であった。  
上段全面にアンチスリップ張床の作業床であったが、上段まで行く途中または、中段等に作業員が通行しないような措置が望まれる。作業員の墜落・転落は、労働災害の36%を占めており、重大災害となっている。災害件数も毎年変わらない。  
作業の安全範囲を明確に示すロープ、テープ等で通路等を明確にされること。

## 【参考資料 足場からの墜落防止】

# 足場からの墜落防止のための措置を強化します

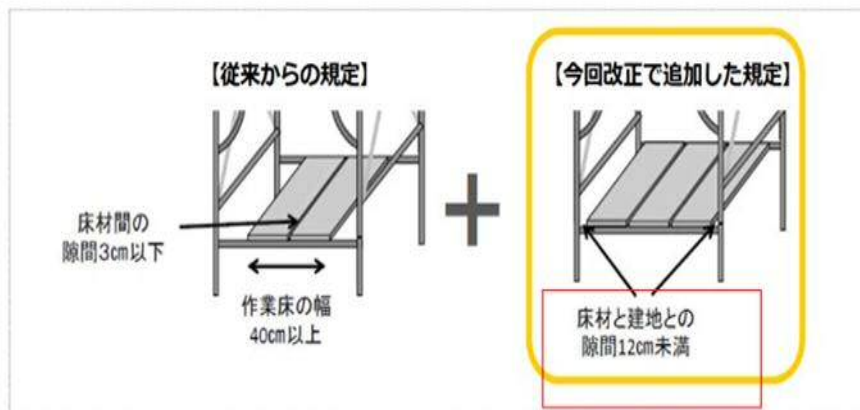
改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置<sup>\*</sup>を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

<sup>\*</sup>一部規定については架設通路、作業橋台も対象に含まれます。

2



<sup>\*</sup> 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

7

### <留意点>

- ①床材が片側に寄ることによって12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

### ▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
  - ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合
- 上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。

8



### <留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

【約60cmの腕木に幅40cmの床材の例】

### -経過措置-

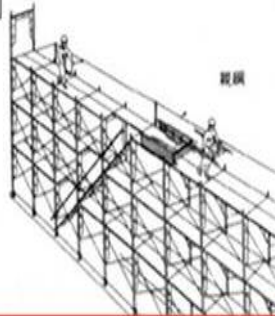
はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

9

## 足場等の組み立て・解体時の安全作業

足場の組み立て・解体時には、作業主任者を選任することや、下記の事項に注意しましょう。

- 1 足場上での作業では、必ず脚場を先行して張り安全帯を使用しましょう。また、手すり先行工法を採用しましょう。
- 2 足場上には不要な資材は置かず、通路を確保しましょう。
- 3 組み立て時は、昇降階段を先行して取り付けて昇降しましょう。また、解体時は、出来るだけ昇降設備は後に解体しましょう。
- 4 作業場所は、上下作業を禁止し、下部は、立ち入り禁止措置を確実にしましょう。
- 5 材料の荷崩れ・荷下ろしには、介しゃくロープを使用し、合図者を配置しましょう



## 開口部の安全作業

労働安全衛生規則第519条

- 1 高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 前項の規定により囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。



10

## 移動はしごの安全作業

移動はしご（労働安全衛生規則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料に著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め装置の取付けその他転移を防止するための必要な措置



片手での昇降は危険です

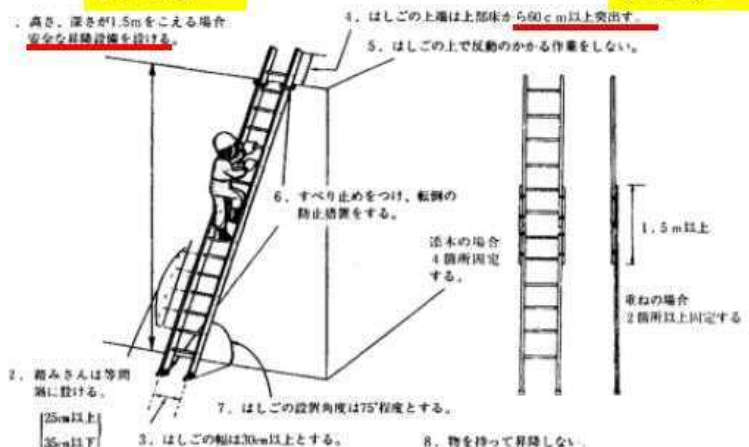
これだけはなくそう 繰り返し天保一級試験・安全による天保中級試験一級試験合格対策は総合大図行本部より

1.5m以上

墜落・転倒災害防止のポイント

60cm以上

高さ、深さが1.5mをこえる場合は、安全な昇降設備を設ける。



昭和43年6月14日付 安発第100号

- 1 「転位を防止するために必要な措置」には、はしごの上方を建築物等に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の措置が含まれる。
- 2 移動はしごは、原則として継いで用いることを禁止し、やむを得ず継いで用いる場合には、次によること。
  - イ 全体の長さは9メートル以下。
  - ロ 継手が重合せ継手のときは、換接部において1.5m以上を重合させて2箇所以上において堅固に固定
  - ハ 継手が契合せ継手のときは1.5メートル以上の流木を用いて4箇所以上において堅固に固定
- 3 移動はしごの踏み板は、2.5cm以上3.5cm以下の間隔で、かつ、等間隔に。

## 脚立使用時の安全作業

脚立（労働安全衛生規則第528条）

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下、かつ、折りたたみ式のものとは脚と水平面との角度を確実に保つ金具等を備えること。
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。

(参考) 仮設工業会「仮設機材認定基準とその解説」より



### 脚立災害防止のための留意事項

1. 天板上で作業をしない
2. 脚立上で作業、反動を伴う作業は行わない
3. 高さ2m以上の脚立は使用しない。(不安定になり危険)
4. 脚立で足場板を併用する場合は、足場板を3点支持とし、ゴムバンド等で固定する
5. 脚部支持地盤・床板の確認（めりこみ、スリープ穴）
6. 脚部支持器具（ゴムキャップ）の確認（外れてガタつかないか、予備はあるか）
7. 手に物を持って昇降しない
8. 支柱を両手でつかんで昇降し、踏み面に背を向けて降りない
9. 長靴、地下足袋等の靴底に泥や水、油の付着はないか確認する
10. 脚立の法規を守る



12

## フルハーネス型墜落制止用器具

- ◎2018年3月 労働安全衛生法の施行令と規則などを改正するための政省令と告示の改正案を発表
- ◎2019年2月 新ルールによる法令・告示を施行。高さ **6.75メートル以上** でフルハーネス型の着用を例外なく義務付ける（建設業では高さ5メートル以上）
- ◎2019年7月末 現行規格品の製造中止。
- ◎2022年1月 現行構造規格の墜落制止用器具の着用・販売を全面禁止。
- 今回は、2019年2月より着用が義務づけられたフルハーネス型墜落制止用器具

## 8 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から監査時までの書類は良く整備されていた。監督員の工事受注者への適切な指導の表れと思われる。

今回は、サンプリング監査であったため、細部まで確認することはできなかったが、細かい所まで現場工事管理は、徹底、指導がなされていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での工事監理が大切である。

本工事は、来館者のあるなかでの特殊性を持った工事である。

年末、年始と来館者も多くなり、工程的に忙しい時でもある。作業員が忙しさのあまり事故が多くなるため、より一層の安全管理に努めて頂きたい。

工事完成まで気の緩みなきよう、今以上の安全管理及び品質管理の徹底指導を行い無事故、無災害で完成をお願いします。

以 上

文書中の

.....部分は、留意事項

.....部分は、提案及び要望事項



9 監査資料

令和4年度会計別の委託料予算の執行状況総括表

別表 1

(令和4年9月30日現在) (単位:円)

会計別	予算現額	執行済額	予算残額	執行率 (%)	令和3年9月末 執行率 (%)	比較増減 (ポイント)
一般会計	5,985,488,968	3,822,812,885	2,162,676,083	63.9	64.1	△ 0.2
特別会計	347,458,000	224,252,617	123,205,383	64.5	68.9	△ 4.4
水道事業会計	267,627,300	140,069,078	127,558,222	52.3	56.0	△ 3.7
下水道事業会計	709,584,000	457,917,128	251,666,872	64.5	62.0	2.5
合計	7,310,158,268	4,645,051,708	2,665,106,560	63.5	63.9	△ 0.4

令和4年度 委託料予算の執行状況

1. 一般会計

別表 2

(令和4年9月30日現在) (単位:円)

款	項	目	節				適要	
			12 委 託 料					
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率 (%)		
1 議会費			4,089,000	1,992,972	2,096,028	48.7		
	1 議会費		4,089,000	1,992,972	2,096,028	48.7		
		1 議会費		4,089,000	1,992,972	2,096,028	48.7	
2 総務費			654,976,488	365,817,335	289,159,153	55.9		
			内 (5,175,500)	内 (5,175,500)	内 (0)	内 (100)	※0内は繰越明許費	
	1 総務管理費			506,124,000	286,332,938	219,791,062	56.6	
		1 一般管理費		3,994,000	1,989,330	2,004,670	49.8	
				内 (770,000)	内 (770,000)	内 (0)	内 (100)	※0内は繰越明許費
		2 企画広報費		223,111,000	61,088,879	162,022,121	27.4	
		3 行政管理費		11,482,000	7,215,560	4,266,440	62.8	
		4 情報化推進費		63,303,000	50,104,857	13,198,143	79.2	
		6 財政管理費		2,783,000	2,728,000	55,000	98.0	
		7 財産管理費		130,674,000	110,356,306	20,317,694	84.5	
		8 契約検査費		1,396,000	1,198,000	198,000	85.8	
		9 まちづくり推進費		9,088,000	8,148,750	939,250	89.7	
		10 地域振興費		16,639,000	7,957,910	8,681,090	47.8	
		11 総合交通対策費		39,529,000	31,420,346	8,108,654	79.5	
	12 会計管理費		4,125,000	4,125,000	0	100.0		
	2 徴税費			86,744,000	52,058,343	34,685,657	60.0	
2 賦課徴収費			86,744,000	52,058,343	34,685,657	60.0		
3 戸籍住民基本 台帳費			35,766,500	18,449,648	17,316,852	51.6		
	1 戸籍住民基本台帳費		35,766,500	18,449,648	17,316,852	51.6		
			内 (4,405,500)	内 (4,405,500)	内 (0)	内 (100)	※0内は繰越明許費	
4 選挙費			26,239,988	8,875,206	17,364,782	33.8		
	1 選挙管理委員会費		1,279,000	618,218	660,782	48.3		
		2 参議院議員選挙費		8,256,988	8,256,988	0	100.0	

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				適 要	
			12 委 託 料					
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)		
		3 県議会議員選挙費	5,337,000	0	5,337,000	0.0		
		4 市議会議員選挙費	11,367,000	0	11,367,000	0.0		
	6 監査委員費		102,000	101,200	800	99.2		
		1 監査委員費	102,000	101,200	800	99.2		
3 民生費			1,576,097,500 内 (39,710,000)	946,656,294 内 (36,262,600)	629,441,206 内 (3,447,400)	60.1 内 (91.3)	※()内は繰越明許費	
	1 社会福祉費		225,449,500	197,234,490	28,215,010	87.5		
		1 社会福祉総務費	127,103,000	118,187,724	8,915,276	93.0		
		2 福祉医療費	826,000	521,710	304,290	63.2		
		3 障がい者福祉費	3,946,500	2,529,000	1,417,500	64.1		
		4 障がい者自立支援費	72,574,000	54,996,056	17,577,944	75.8		
		7 生活困窮者自立支援費	21,000,000	21,000,000	0	100.0		
		2 高齢福祉費	162,703,000	146,818,442	15,884,558	90.2		
			1 高齢福祉総務費	10,071,000	5,264,538	4,806,462	52.3	
			2 在宅老人福祉費	99,239,000	88,161,657	11,077,343	88.8	
			3 生涯現役促進費	53,393,000	53,392,247	753	99.9	
		3 児童福祉費	1,187,707,000	602,537,362	585,169,638	50.7		
			1 児童福祉総務費	38,735,000	27,831,771	10,903,229	71.9	
			2 保育所運営費	1,054,606,000	518,569,865	536,036,135	49.2	
			3 保育所費 内 (39,710,000)	90,754,000 内 (39,710,000)	54,216,526 内 (36,262,600)	36,537,474 内 (3,447,400)	59.7 内 (91.3)	※()内は繰越明許費
			4 母子福祉費	2,807,000	1,180,000	1,627,000	42.0	
			5 児童発達支援センター費	805,000	739,200	65,800	91.8	
		4 生活保護費	238,000	66,000	172,000	27.7		
			1 生活保護総務費	238,000	66,000	172,000	27.7	
	4 衛生費			1,391,467,670	735,283,326	656,184,344	52.8	
1 保健衛生費		1,234,016,670	580,871,243	653,145,427	47.1			
		1 保健衛生総務費	6,636,000	5,468,917	1,167,083	82.4		
		2 予防費	1,089,765,460	451,183,032	638,582,428	41.4		
		3 市民健康づくり対策費	21,893,000	21,843,000	50,000	99.8		
		4 環境衛生費	109,525,210	97,022,878	12,502,332	88.6		
		5 墓地公園費	6,197,000	5,353,416	843,584	86.4		
2 清掃費		157,451,000	154,412,083	3,038,917	98.1			
		1 塵芥処理費	133,035,000	132,954,690	80,310	99.9		
		2 し尿処理費	24,416,000	21,457,393	2,958,607	87.9		

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				適 要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
5 農林水産業費			158,941,292 内 (10,599,000)	82,434,487 内 (10,584,200)	76,506,805 内 (14,800)	51.9 内 (99.9)	※()内は繰越明許費
	1 農業費		9,854,692	5,593,808	4,260,884	56.8	
		1 農業委員会費	882,000	682,000	200,000	77.3	
		3 農業振興費	8,777,692	4,895,528	3,882,164	55.8	
		4 畜産業費	195,000	16,280	178,720	8.3	
	2 林業費		94,040,000	40,470,439	53,569,561	43.0	
		1 林業総務費	56,740,000	16,254,049	40,485,951	28.6	
		2 林道費	31,500,000	19,860,390	11,639,610	63.0	
		3 治山費	5,800,000	4,356,000	1,444,000	75.1	
	3 農地費		55,046,600	36,370,240	18,676,360	66.1	
		1 農地費	55,046,600 内 (10,599,000)	36,370,240 内 (10,584,200)	18,676,360 内 (14,800)	66.1 内 (99.9)	※()内は繰越明許費
	6 商工費			245,322,000 内 (10,000,000)	197,209,118 内 (9,834,000)	48,112,882 内 (166,000)	80.4 内 (98.3)
1 商工費			245,322,000	197,209,118	48,112,882	80.4	
		1 商工総務費	43,270,000	42,269,000	1,001,000	97.7	
		2 工業振興費	2,677,000	2,676,754	246	99.9	
		3 商業振興費	761,000	321,298	439,702	42.2	
		4 観光費	198,614,000 内 (10,000,000)	151,942,066 内 (9,834,000)	46,671,934 内 (166,000)	76.5 内 (98.3)	※()内は繰越明許費
7 土木費			632,807,300 内 (31,991,300)	394,986,262 内 (28,774,900)	237,821,038 内 (3,216,400)	62.4 内 (89.9)	※()内は繰越明許費
	1 土木管理費		28,619,000	22,886,906	5,732,094	80.0	
		1 土木総務費	28,619,000	22,886,906	5,732,094	80.0	
	2 道路橋りょう費		309,219,000	232,901,840	76,317,160	75.3	
		1 道路橋りょう総務費	385,000	385,000	0	100.0	
		2 道路維持費	197,614,000	141,203,505	56,410,495	71.5	
		3 道路新設改良費	70,970,000	57,298,035	13,671,965	80.7	
		4 橋りょう維持費	40,250,000 内 (11,000,000)	34,015,300 内 (8,514,000)	6,234,700 内 (2,486,000)	84.5 内 (77.4)	※()内は繰越明許費
	3 河川費		92,944,000	29,753,816	63,190,184	32.0	
		2 河川維持費	88,603,000	25,573,816	63,029,184	28.9	
		3 河川新設改良費	4,341,000	4,180,000	161,000	96.3	
	4 都市計画費		192,147,300	103,426,238	88,721,062	53.8	
		1 都市計画総務費	68,874,300 内 (20,991,300)	31,026,490 内 (20,260,900)	37,847,810 内 (730,400)	45.0 内 (96.5)	※()内は繰越明許費

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				適 要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
		2 街路事業費	65,200,000	40,747,936	24,452,064	62.5	
		3 公園管理費	38,873,000	31,651,812	7,221,188	81.4	
		4 土地区画整理費	19,200,000	0	19,200,000	0.0	
	5 住宅費		9,878,000	6,017,462	3,860,538	60.9	
		1 住宅管理費	9,878,000	6,017,462	3,860,538	60.9	
8 消防費			51,047,800	45,897,808	5,149,992	89.9	
	1 消防費		51,047,800	45,897,808	5,149,992	89.9	
		2 非常備消防費	2,930,000	2,310,000	620,000	78.8	
		4 防災対策費	48,117,800	43,587,808	4,529,992	90.6	
9 教育費			1,188,739,918 内 (28,822,400)	1,044,588,223 内 (23,318,200)	144,151,695 内 (5,504,200)	87.9 内 (80.9)	※()内は繰越明許費
	1 教育総務費		7,844,000	3,734,520	4,109,480	47.6	
		2 事務局費	1,163,000	716,520	446,480	61.6	
		3 学校教育費	2,952,000	2,292,000	660,000	77.6	
		4 まなびセンター費	3,729,000	726,000	3,003,000	19.5	
	2 小学校費		102,890,518	58,842,075	44,048,443	57.2	
		1 学校管理費	42,118,000	33,671,977	8,446,023	79.9	
		2 教育振興費	15,772,518	15,556,098	216,420	98.6	
		3 学校建設費	45,000,000	9,614,000	35,386,000	21.4	
	3 中学校費		59,928,000	40,011,567	19,916,433	66.8	
		1 学校管理費	22,405,000	17,985,662	4,419,338	80.3	
		2 教育振興費	18,816,000	11,135,905	7,680,095	59.2	
		3 学校建設費	18,707,000	10,890,000	7,817,000	58.2	
	4 高等学校費		31,773,000	27,103,365	4,669,635	85.3	
		2 高等学校管理費	27,265,000	26,174,470	1,090,530	96.0	
		3 教育振興費	4,508,000	928,895	3,579,105	20.6	
	5 社会教育費		489,967,000	438,214,654	51,752,346	89.4	
		1 社会教育総務費	91,920,000 内 (610,000)	87,209,808 内 (7,000)	4,710,192 内 (603,000)	94.9 内 (1.1)	※()内は繰越明許費
		2 公民館費	4,132,000	3,985,300	146,700	96.4	
		3 図書館費	119,896,000	119,895,230	770	100.0	
		4 文化振興費	46,174,000	24,178,785	21,995,215	52.4	
		5 文化会館費	112,311,000	94,556,671	17,754,329	84.2	
		6 自然の家管理費	5,090,000	2,448,860	2,641,140	48.1	
		7 生涯学習施設費	110,444,000	105,940,000	4,504,000	95.9	
	6 保健体育費		496,337,400	476,682,042	19,655,358	96.0	
		1 スポーツ推進費	9,240,000	9,229,000	11,000	99.9	

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				適 要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
		2 スポーツ施設費	275,222,400	262,928,787	12,293,613	95.5	※()内は繰越明許費
		内 (28,212,400)	内 (23,311,200)	内 (4,901,200)	内 (82.6)		
		3 学校給食費	205,620,000	204,065,255	1,554,745	99.2	
		4 学校保健費	6,255,000	459,000	5,796,000	7.3	
10 災害復旧費			82,000,000	7,947,060	74,052,940	9.7	
	1 農林水産施設 災害復旧費		37,000,000	7,947,060	29,052,940	21.5	
		1 農業施設災害復旧費	5,000,000	0	5,000,000	0.0	
		2 林業施設災害復旧費	32,000,000	7,947,060	24,052,940	24.8	
	2 土木施設災害 復旧費		45,000,000	0	45,000,000	0.0	
		1 土木施設災害復旧費	45,000,000	0	45,000,000	0.0	
一般会計合計			5,985,488,968	3,822,812,885	2,162,676,083	63.9	

2. 特別会計

(国民健康保険特別会計 事業勘定)

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 総務費			94,624,000	28,995,479	65,628,521	30.6	
	1 総務費		36,622,000	18,799,996	17,822,004	51.3	
		1 総務管理費	36,062,000	18,799,996	17,262,004	52.1	
		2 徴税費	560,000	0	560,000	0.0	
	4 保健事業費		58,002,000	10,195,483	47,806,517	17.6	
		1 特定健康診査等事業費	55,780,000	10,189,489	45,590,511	18.3	
		2 保健事業費	2,222,000	5,994	2,216,006	0.3	

(国民健康保険特別会計 直診勘定)

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 国民健康保険診療所運営費			61,373,000	46,414,157	14,958,843	75.6	
	1 総務費		56,606,000	44,837,402	11,768,598	79.2	
		1 施設管理費	56,606,000	44,837,402	11,768,598	79.2	
	2 医業費		4,767,000	1,576,755	3,190,245	33.1	
		1 医業費	4,767,000	1,576,755	3,190,245	33.1	

(財産区特別会計)

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 財産区事業費			2,759,000	2,206,600	552,400	80.0	
	1 財産区管理費		2,759,000	2,206,600	552,400	80.0	
		1 広見財産区管理費	145,000	89,575	55,425	61.8	
		2 東武芸財産区管理費	511,000	312,741	198,259	61.2	
		3 南武芸財産区管理費	593,000	369,884	223,116	62.4	
		4 小野財産区管理費	305,000	299,200	5,800	98.1	
		5 富之保財産区管理費	495,000	488,400	6,600	98.7	
		6 中之保財産区管理費	150,000	149,600	400	99.7	
		7 下之保財産区管理費	560,000	497,200	62,800	88.8	

(公設地方卸売市場事業特別会計)

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			12 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1 市場事業費			10,627,000	10,627,000	0	100.0	
	1 市場事業費		10,627,000	10,627,000	0	100.0	
		1 管理費	10,627,000	10,627,000	0	100.0	

(介護保険事業特別会計)

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			12 委託料				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1 介護保険給付事業費			134,198,000	127,421,148	6,776,852	95.0	
	1 総務費		12,425,000	8,374,725	4,050,275	67.4	
		1 総務管理費	1,237,000	687,684	549,316	55.6	
		2 徴収費	5,148,000	4,412,541	735,459	85.7	
		3 介護認定審査会費	6,040,000	3,274,500	2,765,500	54.2	
	3 地域支援事業費		121,773,000	119,046,423	2,726,577	97.8	
		1 介護予防事業費	46,584,000	45,449,066	1,134,934	97.6	
2 包括的支援・任意事業費		75,189,000	73,597,357	1,591,643	97.9		

(後期高齢者医療特別会計)

(令和4年9月30日現在)

(単位：円)

款	項	目	節				摘要
			12 委託料				
			予算現額	執行済額	予算残額	執行率(%)	
1 後期高齢者医療事業費			43,877,000	8,588,233	35,288,767	19.6	
	1 総務費		1,802,000	1,041,684	760,316	57.8	
		2 徴収費	1,802,000	1,041,684	760,316	57.8	
	3 健康保持促進事業費		42,075,000	7,546,549	34,528,451	17.9	
		1 健康診査費	42,075,000	7,546,549	34,528,451	17.9	

特別会計合計			347,458,000	224,252,617	123,205,383	64.5	
--------	--	--	-------------	-------------	-------------	------	--

3. 水道事業会計

(収益の支出)

(令和4年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘要	
			17 委 託 料					
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)		
1	水道事業費用		207,288,000	96,372,651	110,915,349	46.5		
	1	営業費用	207,288,000	96,372,651	110,915,349	46.5		
		1	原水及び浄水費	69,350,000	28,384,731	40,965,269	40.9	
		2	配水及び給水費	45,942,000	27,700,200	18,241,800	60.3	
		3	受託工事費	352,000	341,000	11,000	96.9	
		4	総係費	91,644,000	39,946,720	51,697,280	43.6	

(資本の支出)

款	項	目	節				摘要	
			17 委 託 料					
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)		
1	資本の支出		60,339,300	43,696,427	16,642,873	72.4		
	1	建設改良費	60,339,300	43,696,427	16,642,873	72.4		
		1	配水設備拡張費	220,000	0	220,000	0.0	
		2	配水設備改良費	60,119,300	43,696,427	16,422,873	72.7	
			内 (10,343,300)	内 (10,343,000)	内 (0)	内 (100)	※ ( )内は繰越明許費	

水道事業会計合計			267,627,300	140,069,078	127,558,222	52.3	
----------	--	--	-------------	-------------	-------------	------	--



## 4. 下水道事業会計

(収益的支出)

(令和4年9月30日現在)

(単位:円)

款	項	目	節				摘要
			17 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1	下水道事業費用		686,376,000	434,922,570	251,453,430	63.4	
	1 営業費用		686,376,000	434,922,570	251,453,430	63.4	
		1 公共下水道管路施設費	28,264,000	23,261,800	5,002,200	82.3	
		2 特定環境保全公共下水道管路施設費	12,369,000	8,504,600	3,864,400	68.8	
		3 農業集落排水管路施設費	14,030,000	11,268,000	2,762,000	80.3	
		4 コミュニティプラント管路施設費	7,605,000	7,016,700	588,300	92.3	
		5 雨水管路施設費	15,726,000	11,563,200	4,162,800	73.5	
		6 ポンプ場施設費	910,000	500,200	409,800	55.0	
		7 公共下水道処理場施設費	101,507,000	75,639,053	25,867,947	74.5	
		8 特定環境委保全公共下水道処理場施設費	201,589,000	110,141,593	91,447,407	54.6	
		9 農業集落排水処理場施設費	241,058,000	172,288,408	68,769,592	71.5	
		10 コミュニティプラント処理場施設費	18,411,000	11,401,616	7,009,384	61.9	
		11 業務費	41,484,000	0	41,484,000	0.0	
		12 総係費	3,423,000	3,337,400	85,600	97.5	

(資本的支出)

款	項	目	節				摘要
			17 委 託 料				
			予 算 現 額	執 行 済 額	予 算 残 額	執行率(%)	
1	資本的支出		23,208,000	22,994,558	213,442	99.1	
	1 建設改良費		23,208,000	22,994,558	213,442	99.1	
		1 公共下水道管路施設整備費	708,000	699,558	8,442	98.8	
		2 公共下水道処理場施設整備費	22,500,000	22,295,000	205,000	99.1	

下水道事業会計合計	709,584,000	457,917,128	251,666,872	64.5	
-----------	-------------	-------------	-------------	------	--

(注) 本表の執行済額には、未支出額(契約の締結等により額の確定したもの)も含まれている。

別表 3

指定管理施設の概要等

ア 指定管理の状況

施設名	指定管理者	指定区分	指定期間	基本協定の締結	年度協定の締結
富野ふれあいセンター	富野ふれあいのまちづくり委員会	特定者指名	H30.3.30.~R5.3.31	H30.3.30	R4.3.24 (変更) R4.9.30
上之保生涯学習センター	上之保ふれあいのまちづくり推進委員会	特定者指名	H30.4.1~R5.3.31	H30.3.30	R4.3.24
上之保老人福祉センター	社会福祉法人関市社会福祉協議会	特定者指名	H31.4.1~R5.3.31	H31.3.31	R4.3.29
ネイチャーランドかみのほ	ネイチャーランドかみのほ管理組合	特定者指名	H30.4.1~R5.3.31	H30.3.31	R4.3.31

イ 令和4年度の指定管理料（委託料）

施設名	指定管理料	支払回数	支払状況
富野ふれあいセンター	4,281,000円	2回	4月、10月
上之保生涯学習センター	12,890,000円	2回	4月、10月
上之保老人福祉センター	8,271,000円	2回	4月、10月
ネイチャーランドかみのほ	2,700,000円	2回	4月、10月

ウ 各施設の利用者状況

施設名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
富野ふれあいセンター	7,765人	4,781人	6,570人
上之保生涯学習センター	12,427人	3,199人	5,799人
上之保老人福祉センター	4,010人	993人	1,702人
ネイチャーランドかみのほ	1,514人	706人	1,105人